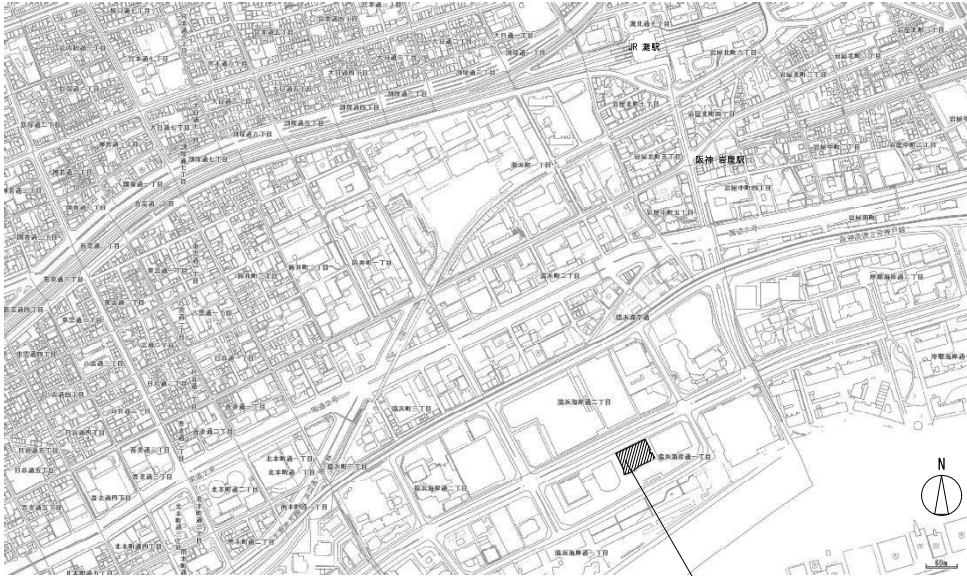




付近見取図 1/5000

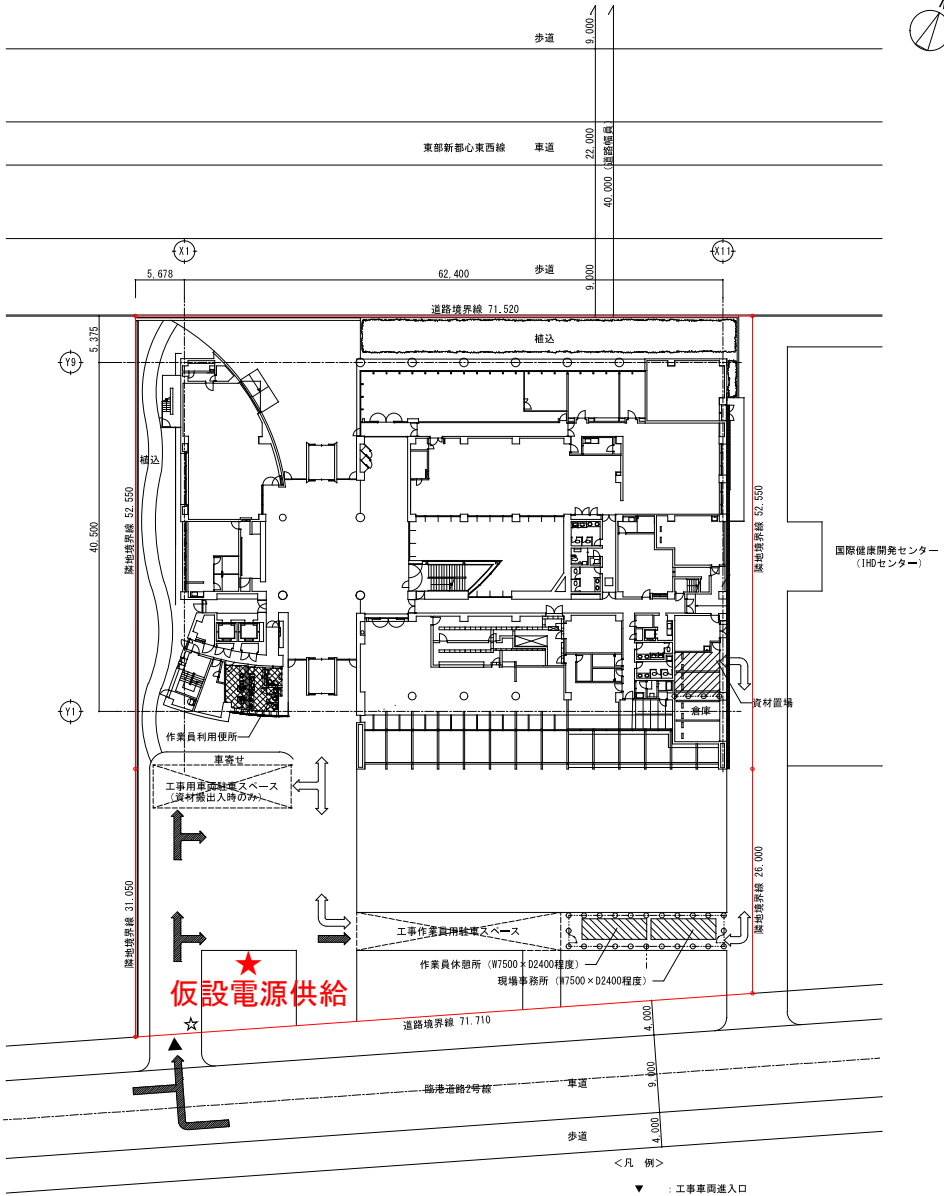
工事対象建物
住所：兵庫県神戸市中央区臨海浜通1-5-2

■ 特記事項

- ・本工事は「執務並行改修」工事のため、作業時間、作業場所、工事騒音等について事前に、監督職員と十分協議のうえ施工すること。
- ・作業は原則月曜日～金曜日とし、作業時間は9：00～17：00までとする。（片付け時間も含め17：30までには退出）但し、執務関係諸室は必要に応じ夜間作業（時間は関係者と調整）及び土日作業にて実施すること。
- ・事前に仮設計画、機器更新順序の作業計画書を作成し、監督者の承認を受けること。
- ・停電、設備の機能停止を伴う作業は短期間で作業完了できるように考慮し作業計画をすること。また、その内容について監督職員への説明をすること。
- ・工事の着手に先立ち現場調査及び実測、数量確認すること。その結果を整理し監理者に提出すること。
- ・敷地内の通行は施設利用者等の通行に配慮し、安全性を確保すること。
- ・本工事による搬入、搬出時の前面道路及び施設内道路の汚れ等は、随時清掃すること。
- ・工事車両等は来訪者等の交通の妨げとならないようにすること。
- ・敷地内の通行は施設利用者等の通行に配慮し、安全性を確保すること。
- ・工事車両の通行等で破損が生じた場合又は場内を乱した場合は、施工者負担において修復・整地を行い現況回復をすること。
- ・工事車両が頻りに往路する場合、交通誘導員を増員すること。
- ・施設内は全て禁煙とする。また、近隣喫煙所及び近隣道路も禁煙とする。
- ・総合工事工程表、仮設計画等の工事計画策定にあたっては、JICA関連の行事予定を確認し、行事に支障ない計画とすること。
- ・資材の搬入経路は養生を実施すること。執務関係諸室の作業エリアは全面養生とし、作業終了後は清掃すること。
- ・既存の天井材を切断する場合、アスベストは含有していないものとして作業を実施すること。
- ・建物内部への足場設置、資材の搬出入等において施設利用者や工事関係者の動線が交錯する作業には、作業時間帯の配慮等の安全対策を検討すること。
- ・工事に伴う搬出資材は資材倉庫に運送保管し、搬出した際に産業廃棄物証明書を提出すること。
- ・他受注者や別途契約した工事と、本工事の工事期間が重複する場合は、それぞれの工事の妨げにならないよう相互に配慮すること。
- ・施工前後の照度測定、絶縁抵抗測定（照度図路）を実施し、試験成績書にまとめ監理者へ報告すること。
- ・工事用車両駐車スペース、工事作業員駐車スペースは、JICA関西南側敷地の一部の使用を認める。工事用車両周囲にはコーン等により仮囲いを設置すること。
- ・敷地内の駐車スペースで不足分は、施工者負担にて近隣有料駐車場の検討を行うこと。なお、法令遵守を念頭へおき、近隣道路等への違法駐車は認めない。
- ・1期作業の倉庫については、工事期間中は資材置場としての使用を認める。資材置場は養生し、工事完了後必ず現況回復すること。使用による破損等が生じた場合は、施工者負担において復旧すること。
- ・作業員利用便所は、一般の利用者も使用するため、衛生面について配慮すること。使用に際し汚れ等は、随時清掃すること。
- ・撤去した照明器具のPCB含有について確認し、監督職員及び監理者へ報告すること。

■ 工事工程表（参考）

	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	7ヶ月
	10.20	10.20	10.20	10.20	10.20	10.20	10.20	10.20
契約	←	→	契約					
準備工事（現場調査・機器承認図）		←	→					
照明器具工事			←					
調光設備工事						←	→	
検査・手直し								←



配置図兼仮設計画図（参考図）

- ＜凡 例＞
- ▽：工事車両進入入口
 - ▽：主要出入口
 - ☆：交通誘導員（スポット 26人）
 - ⇄：工事用車両進入経路
 - ⇄：資材搬入経路
 - ⇄：駐車スペース
 - ⇄：資材置場を示す
 - ⇄：監督員事務所、作業員休憩所を示す
 - ⇄：作業員利用便所を示す
 - ：フェンスバリアード（目隠しシート共 1800m）を示す
- ※参考数量：L=43.2m（監督員事務所周囲）